

地方独立行政法人長野県立病院機構 第 2 期中期計画に係る変更の認可について

健康福祉政策課

1 変更の目的

消費税の税率の引上げに伴い使用料及び手数料の額を改定するため、第 2 期中期計画（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）の改正を行う。

2 根拠法令

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項、第 83 条第 2 項及び第 3 項

3 変更内容（別紙のとおり）

消費税法の一部改正により、現行 8% の消費税率が、令和元年 10 月 1 日に 10% に引き上げられることに伴い、現行の計画のうち料金に関する事項について必要な見直しを実施する。

4 中期計画の変更日

令和元年 10 月 1 日

（参考）

○地方独立行政法人法

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。（第 2 項以下略）

（料金及び中期計画の特例）

第 83 条（第 1 項略）

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第 26 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

別紙

地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期計画（抜粋）新旧対照表（案）

改正案		現行																																											
第7 料金に関する事項	第7 料金に関する事項																																												
1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料																																												
理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。	理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。																																												
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等に基づき算定した額	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等に基づき算定した額																																												
(2) 次の表に定める額	(2) 次の表に定める額																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)</td> <td>1通</td> <td>5,500円を上限として理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>6 人間ドック基本料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1泊2日コース</td> <td>1回</td> <td>68,200円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額</td> </tr> <tr> <td>(2) 日帰りコース</td> <td>"</td> <td>41,800円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額</td> </tr> <tr> <td>7 特別室利用料</td> <td>1人1日</td> <td>11,000円を上限として理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>8 特定療養費(特別初診料)</td> <td>1件</td> <td>3,300円を上限として理事長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)	1通	5,500円を上限として理事長が別に定める額	6 人間ドック基本料			(1) 1泊2日コース	1回	68,200円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額	(2) 日帰りコース	"	41,800円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額	7 特別室利用料	1人1日	11,000円を上限として理事長が別に定める額	8 特定療養費(特別初診料)	1件	3,300円を上限として理事長が別に定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)</td> <td>1通</td> <td>5,400円を上限として理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>6 人間ドック基本料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1泊2日コース</td> <td>1回</td> <td>66,960円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額</td> </tr> <tr> <td>(2) 日帰りコース</td> <td>"</td> <td>41,040円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額</td> </tr> <tr> <td>7 特別室利用料</td> <td>1人1日</td> <td>10,800円を上限として理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>8 特定療養費(特別初診料)</td> <td>1件</td> <td>3,240円を上限として理事長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)	1通	5,400円を上限として理事長が別に定める額	6 人間ドック基本料			(1) 1泊2日コース	1回	66,960円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額	(2) 日帰りコース	"	41,040円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額	7 特別室利用料	1人1日	10,800円を上限として理事長が別に定める額	8 特定療養費(特別初診料)	1件	3,240円を上限として理事長が別に定める額		
区分	単位	金額																																											
1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)	1通	5,500円を上限として理事長が別に定める額																																											
6 人間ドック基本料																																													
(1) 1泊2日コース	1回	68,200円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額																																											
(2) 日帰りコース	"	41,800円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額																																											
7 特別室利用料	1人1日	11,000円を上限として理事長が別に定める額																																											
8 特定療養費(特別初診料)	1件	3,300円を上限として理事長が別に定める額																																											
区分	単位	金額																																											
1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)	1通	5,400円を上限として理事長が別に定める額																																											
6 人間ドック基本料																																													
(1) 1泊2日コース	1回	66,960円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額																																											
(2) 日帰りコース	"	41,040円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額																																											
7 特別室利用料	1人1日	10,800円を上限として理事長が別に定める額																																											
8 特定療養費(特別初診料)	1件	3,240円を上限として理事長が別に定める額																																											

〰〰

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

〰〰

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。